

最近よく耳にするエンバーミング
その役割やメリット・デメリットについて解説します。

特別受益について



父の遺産にこの特別受益分500万円を加えた1億円がみな
し相続財産となります。

前回エンバーミングの役割部分
を少しお話したと思います。その
役割の中心は「防腐」「滅菌」
「修復」です。今回はエンバーミ
ングのメリット・デメリットにつ
いてお話しします。

ご遺体をドライアイス無しで長期
安置する事が出来ますので、ゆつ
たりと安心した時間の中でお見送
りが出来ます。

また、エンバーミング処置をす
る事で、周囲の人を感染症から守
る事が出来るのが大きなメリット
りが出来ます。

ご遺体が長時間変化しない上に
衛生的な面もクリアできるので、
お別れの仕方も自由度が増すこと
が出来ます。

ご遺体が長時間変化しない上に
衛生的な面もクリアできるので、
お別れの仕方も自由度が増すこと
が出来ます。

葬儀ワントピントアドバイス

家族葬の範囲って?

「家族葬」という言葉は最近では
聞き慣れた言葉となりました
ね。しかし、「家族葬」とは明確な
定義が無いため、その「範囲」に
関しては人によって捉え方が違う
のが現状です。おそらく皆さんは
次のように思われます。

① 「家族のみ」

② 「家族と親族のみ」

③ 「家族と親族に加え、故人の親
しかった友人や知人も」

実際にそんな場面になつた時、
どのご家族も「お知らせする範
囲」をどうするかに頭を悩ませて
います。「遠くの親戚より近く
の他人」という言葉があるよう
に、親族ではない誰かと「どても

どこまでの範囲? どうしようかな?……?



親しかった」ということも有ります
から、ここはひとつ「ご縁」を
大目に考えて、③の範囲でお知ら
せしては如何でしょうか?

故人とはお仕事上のお付き合い
だととも、お別れを望む方に
対しても、対面はとても大切、そし
てとても意味のあることだと思います。
また①や②の範囲で行つた
ことで起こりうるデメリットがい
くつか有ります。

『1』故人と対面せずに、亡くな
ったという情報だけでは親しい
友人知人の死を受け入れる・認識
するにはかなり難しいことです。

『2』後日自宅にお参りに来られ
る親しかった友人知人の弔問は事
前の約束無しの突然の訪問が大半
で、加えていつまでも続くことも
多く、その対応は肉体的にも精神
的にも結構お辛いことです。

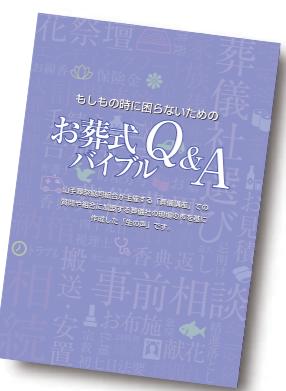
『3』同じ社会や組織のお仲間
を助け合うという気持ちから、
お互いに支援する意味でお渡しし
ているお香典が無いことは経済的
にも大きな要素になります。

つまり「ご縁」を大切にした③の範
囲で行うことによって3つのデメ
リットも回避出来ると思いません。

(記事)

清水敬哲)

電話 ○三(三三〇一)一七〇一



お葬式バイブルQ&A希望とお伝
え下さい。

税務 保険金と税金 その2



税理士 高橋 裕義

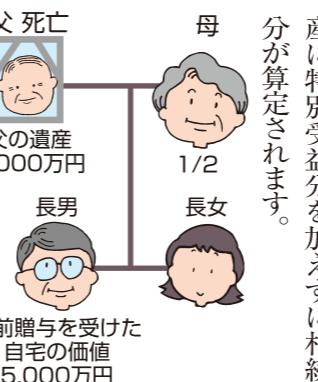
前回、保険金はその加入の態
様や保険の内容で、どのような
税金がかかるか変わることをご
紹介しました。死亡によつて遺
族が受け取る死亡保険金は、相
続税・贈与税・所得税（住民税）
のいずれかの税金の対象になり
ますが、多くの場合で相続税の
対象になり、相続人が受け取つ
た保険金は、「500万円 × 法
定相続人の数」だけ非課税にな
ります。相続人が2人なら、1
人の相続人が1,000万円全額
受け取つても、相続税はかから
ない計算です。

他にも、生前の入院による入
院給付金を受け取ることがあ
ります。入院給付金は、本来故
人が受け取るべきものを遺族が
受け取るので、遺族は故人が受
け取る「権利」を相続したので
あって、保険金を受け取ったの
ではないという考えにより、先



述の非課税の措置は受けられま
せん。また、故人が契約者となつ
て子供や孫にかけていた（被保
険者にしていた）保険があつた
場合、契約者が亡くなることで
相続人に名義変更します。この
場合、保険金などのお金が保険
会社等からもらえるわけでもな
く、証書の名前を書き換えるだ
けの手続きですが、これも相続
税の対象です。保険を解約した
場合、契約者が解約返戻金を受
け取れますから、契約者の地位
を引き継ぐことは、解約返戻金
を受け取る権利を相続したと考
えるわけです。実際にお金をも
らうわけではないので、この保
険の権利は相続税の申告でも申
告漏れになりやすく、税務調査
でも重点的にチェックされます。

父 死亡
父の遺産 5,000万円
長男
長女
母 1/2
生前贈与を受けた
自宅の価値 5,000万円



父の遺産にこの特別受益分500万円を加えた1億円がみな
し相続財産となります。

長男の法定相続分は4分の1
の4分の1の2500万円が相
続分です。しかしながら、既に
長男は5000万円相当の自宅
の生前贈与を受けているので、
この超過分を返却する必要はあ
りません。また、前記の例で父
の遺言等で、長男への自宅の生
前贈与をみなし相続財産に加え
ることもできます。その場合は、遺
産に特別受益分を加えずに相続
分が算定されます。

00万円を加えた1億円がみな
し相続財産となります。

長男の法定相続分は4分の1
の4分の1の2500万円が相
続分です。しかしながら、既に
長男は5000万円相当の自宅
の生前贈与を受けているので、
この超過分を返却する必要はあ
りません。また、前記の例で父
の遺言等で、長男への自宅の生
前贈与をみなし相続財産に加え
ることもできます。その場合は、遺
産に特別受益分を加えずに相続
分が算定されます。